令和3年度 定期監査結果に基づく措置状況等の報告

1. 監査の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査等

2. 監査対象年度 令和2年10月~3月、令和3年度4月~9月

3. 監査結果報告 令和3年12月24日

所属等	監査結果	措置状況等
伊賀南部環境 衛生組合	工事、修繕及び委託の発注については、一般競争入札や、3者以上から見積書を徴取することを基本とし、安易な1者での随意契約は慎み、競争の機会が損なわれることのないよう注意されたい。	施設運転管理業務やクリーンセンターの焼却に係る修繕等については、その特殊性から入札に付することは 困難と考えますが、2者以上で履行が可能と考えられ る工事、修繕、物品購入、委託業務などについては、 原則一般競争入札によるものとします。
伊賀南部環境衛生組合	文書処理事務においては、職務権限規程に 基づく適正な処理をされたい。	職務権限規程を随時確認し、決裁区分等に誤りがないよう適正な処理を行います。
伊賀南部環境衛生組合	支出命令に際しては、請求書等の内部 チェックを徹底されたい。	支出命令を行う際、請求書金額の確認を徹底するとと もに、決裁の審査においても、確認誤りがないよう注 意の徹底を行い、適正な事務処理に努めます。
伊賀南部環境衛生組合	クリーンセンターの火災等緊急事態発生時 には、事故対応マニュアルに基づいた対応 を行うよう徹底されたい。	火災等緊急事態発生時には、新たな事故対応マニュアルに基づいた対応を徹底するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、毎年、消防訓練を行うなど、緊急事態発生時の対応強化に努めます。

所属等	監査結果	措置状況等
業務室	時間外勤務の解消に向けて、所属長が十分 に内部統制を図り、特に休日や夜間に業務 のある所属においては、勤務時間の弾力的 運用を活用するなど職員の健康管理に努め ながら、組織体制及び業務のあり方を見直 されたい。	時間外勤務については、業務の効率化や平準化を図り削減に努めます。
伊賀南部環境 衛生組合	現金の取扱は、複数による確認、現金出納 簿等による記録、関係書類との照合を行 い、的確な管理と適正な保管がなされるべ きであるが、一部不適切な事務処理が見受 けられた。例規等を確認し、適正な事務処 理を徹底されたい。	現金の取扱は、常に複数人で確認するとともに、関係 書類の照合においても複数人で確認を行うなど適正な 事務処理の徹底に努めます。